

姫路市立網干小学校いじめ防止基本方針

姫路市立網干小学校

1 本校の方針

本校は「豊かな心を持ち、主体的に生きる網干っ子を育てる」を学校の教育目標に据え「あかるく あいさつ」「ぼくも私も 共に チャレンジ」「しっかり学び 心を育む」網干の子を、めざす児童像として取り組んでいる。「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、児童が楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめを許さない学校を作るために「網干小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめについての基本的な考え

いじめとは「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、

- ・どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ・人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。

であることを共通認識として、以下のような対応を行っていく。

- ・問題が発生した場合は一人で抱え込まず、生徒指導担当・管理職に報告する。
- ・直ちに校長以下、教頭・生徒指導担当・学年担当・学級担任等でチームを組織し対応を開始する。
- ・児童を発達途上の段階と捉え、問題を解決することでよりよい成長につながるよう指導する。
- ・保護者や関係機関との連携を密にし、様々な角度からアプローチできるようにする。

3 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向

- (1) 自分で判断し行動できる児童を育てる。
- (2) 児童同士の心の結びつきを深め人間関係を豊かにする。
- (3) いじめ問題に組織的に取り組む。
- (4) いじめ問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

4 いじめ防止等の具体的な取り組み

(1) 未然防止

- ・授業力を高めることが生活指導の充実につながると捉え授業研究や教材研究に努める。
- ・学級活動や児童会活動、学校行事等の特別活動を通して、児童自らが学級や学校内の問題に気づき、協力し合って自らの手で解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する。
- ・道徳の時間を中心に各教科の指導においても人権教育を意識した取り組みを行う。
- ・体験活動を実施し自分の役割を自覚する中で自己有用感等を高める。
- ・ライフスキル教育を行い、健全な自尊感情の育成を図る。

(2) 早期発見

- 休み時間等の日常的な実態把握
- 生活アンケートの活用
- 日記・作文
- 教育相談
- 養護教諭との連携
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

これらを通じて早期発見していく。そのためには、日ごろからの児童・保護者との信頼関係を築いていかなければならない。

(3) 早期対応

いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に取り組んでいく。

- ① いじめ対応チームを召集。いじめを受けた児童を守る。
- ② 正確な実態を把握する。(複数教員の聞き取り、周囲児童への聞き取り等)
- ③ いじめ対応チームによる対応策の検討・決定。
- ④ 教職員で共通理解し役割を分担する。
- ⑤ 教育委員会、関係機関と連携する。
- ⑥ いじめを受けた、又はいじめを知らせた児童の不安や心配を取り除く。
- ⑦ いじめた児童への毅然とした指導をする。
- ⑧ 保護者に具体的な対策を話し、協力を求める。
- ⑨ カウンセラー等と連携し、継続的な指導と支援をする。
- ⑩ 心の教育の充実と学級作りを改善していく。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・児童及び保護者に向けたネットモラル講習会の実施や、啓発資料の配布を行い、家庭におけるルール作りを行うことの大切さを周知する。
- ・インターネット上のいじめを発見した場合は、資料・証拠の確保、児童からの聞き取り、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

(5) 生命または身体の安全がおびやかされるような重大事態への対応

①調査の主体について

- ・管理職、生活指導担当、学級担任および学年主任、養護教諭からなる校内の対応チームを母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。
- ・「いつから」「誰から」「どのように」「学校はどのように対応したか」等、事実関係を明確に速やかに調査する。
- ・調査を行う委員は、専門知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を図る。
- ・教育委員会が必要であると判断した場合は、「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

②いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供。

- ・いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供する責任を有することを踏まえる。

③再調査及び結果を踏まえた措置

(6) いじめ解消の要件

- ・いじめの解消については単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることをもって解消とする。
- (1) 心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が、止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
- (2) いじめを受けた児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

(7) いじめ防止に係る年間指導計画

①年度始め

- ・基本方針の提案
- ・家庭訪問
- ・学級懇談会
- ・PTA 総会

②年度中

- ・いじめアンケートの実施（学期に1回）
- ・個別懇談会（1学期 2学期）
- ・学級活動（随時）
- ・児童会活動（全校集会年3回 ミニ集会月1回 たてわり班活動随時）
- ・校内研修（随時）
- ・ライフスキル教育の実施

学年	1学期（6月）	2学期（11月）	3学期（2月）
小5年	止まって！考えて！きめよう！	すばらしい友だち	個性的であること
小6年	お互いをよく知ろう	目標に取り組もう	前向きな自己会話

③年度末

- ・学校評価でのふり返り
- ・基本方針の見直し
- ・次年度への引継ぎ

5 いじめ対応チームの役割と位置づけ

